訪問介護事業所かりん
重要事項及びサービス内容説明書

2025 年 7 月改訂

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下 利用者）に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

１．事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人　西中国キリスト教社会事業団
事業者の所在地	広島県廿日市市原 10362 番地の 2
代表者名	理事長　西嶋　佳弘
電話番号	（0829）38－0011
設立年月日	1967（昭和 42）年 3 月 28 日

２．ご利用の事業所

事業者名	訪問介護事業所かりん
事業者の所在地	広島市西区小河内町１丁目 13 番 3 号
管理者の氏名	神垣　栄
電話番号	（082）232－4274
ファクシミリ番号	（082）232－4284
指定事業者番号	広島県指定第 3470201959 号

３．ご利用事業所であわせて実施する事業

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">事業者の種類</th><th>広島県知事の事業者指定</th><th rowspan="2">介 護 保 険
事業者番号</th><th rowspan="2">利用
定数</th></tr>
<tr><th>事業開始年度又は指定年月日期間等</th></tr>
<tr><td colspan="2">通所介護</td><td>2000（平成 12）年 4 月 1 日（開始）
2020（令和 2）年 4 月 1 日～
2026（令和 8）年 3 月 31 日</td><td rowspan="2">広島県
3470201025 号</td><td rowspan="2">32 名</td></tr>
<tr><td>広 島 市
総合事業</td><td>一日型デイ
サービス</td><td>2006（平成 18）年 4 月 1 日（開始）
2024（令和 6）　年 4 月 1 日～
2030（令和 12）年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">訪問介護</td><td>2000（平成 12）年 4 月 1 日（開始）
2020（令和 2）年 4 月 1 日～
2026（令和 8）年 3 月 31 日</td><td rowspan="3">広島県
3470201959 号</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">広島市
総合事業</td><td>訪問介護
サービス</td><td rowspan="2">2017（平成 29）年 4 月 1 日（開始）
2023（令和 5）　年 4 月 1 日～
2029（令和 11）年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td>生活援助
特 化 型
サービス</td></tr>
</table>

４．事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法の定めるところにより、ご契約者（利用者）が可能な限りその居宅において、豊でかつその能力に応じ自立した日常

	生活を営むことができるように支援すると共に、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とします。
運営の方針	事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法令、省令、告示に適合することはもとより、次のことを基本方針とします。 (1)利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の心身の状況を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護及び家事援助等の介護、その他生活全般にわたる必要な介護を行います。 (2)利用者等の自己決定を尊重し、選択利用に必要な情報を適切に提供し、意向に沿ったサービスの提供に努めます。 (3)正当な理由なくサービスの提供を拒まずまた、サービス提供にあたっては居宅介護支援事業者及び福祉、保健、医療や公私のサービスと連携し、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止の為、適切なサービス提供に努めます。

5．事業所の職員体制

職　　種	勤　務　体　制
サービス提供責任者	1名（常勤兼務）
訪問事業責任者	1名（常勤兼務）
訪問介護員等	9名以上
生活援助員等	2名以上

6．営業日

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	9時00分から18時00分

5月3日～5日、8月14日～15日、12月30日～1月3日は非営業日とします。
（但し、利用者の状態により利用を希望される場合はこの限りではない。）

7．提供するサービス概要

（1）サービス内容

サービス内容	提　供　方　針
身体介護	
・入浴介助	希望者で健康状態に異常が認められない方について、身体の状態に合わせて入浴の介助をします。
・排泄介助	身体の状態に合わせておむつ交換、ポータブルトイレへの介助等の排泄介助をします。
・食事介助	身体の状態に合わせて、食事の介助をします。
・服薬介助	薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認をします。
・体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
・衣類の着脱	身体の状態に合わせて衣類の着脱の介助をします。
・身体の清拭、洗髪	身体の状態に合わせて清拭及び洗髪の介助をします。
・移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
生活援助	
・調理	ご本人の食事の調理をいたします。食材料費は自己負担となり

	ます。原則ご家族分の調理は行いません。
・洗濯	ご本人の衣類等の洗濯を行います。原則ご家族分の洗濯は行いません。
・買い物	ご本人の日常生活に必要となる買い物を行います。
・掃除	ご本人の居室の掃除や整理整頓を行います。
通院等のための乗車又は降車の介助	通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要となります。)
その他の介護	上記身体介護及び生活援助の他に必要と認められる介護を行います。
相談	ご本人、ご家族の相談に応じます。
連絡調整	サービス上必要に応じて居宅介護支援事業者をはじめ関係サービス事務所等との連絡調整をいたします。

（２）訪問介護計画

①当事業所では、利用者の心身の状況やご希望、環境を踏まえて、訪問介護の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成します。

②この訪問介護計画は、居宅サービス計画に基づき、それに沿って利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて作成するものとします。

（３）安全、衛生

サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者または家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預り

③利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者同居家族に対するサービス提供

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑧その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

８．利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。またお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２割または３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）訪問介護の利用料（介護保険を適用する場合）

【基本部分】

身体介護						
区　分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼　間	163単位	1,744 円	174 円	349 円	523 円
	早朝/夜間	204単位	2,183 円	218 円	437 円	655 円
	深　夜	245単位	2,622 円	262 円	524 円	787 円
20分以上30分未満	昼　間	244単位	2,611 円	261 円	522 円	783 円
	早朝/夜間	305単位	3,264 円	326 円	653 円	979 円
	深　夜	366単位	3,916 円	392 円	783 円	1,175 円
30分以上1時間未満	昼　間	387単位	4,141 円	414 円	828 円	1,242 円
	早朝/夜間	484単位	5,179 円	518 円	1,036 円	1,554 円
	深　夜	581単位	6,217 円	622 円	1,243 円	1,865 円
1時間以上1時間30分未満	昼　間	567単位	6,067 円	607 円	1,213 円	1,820 円
	早朝/夜間	709単位	7,586 円	759 円	1,517 円	2,276 円
	深　夜	851単位	9,106 円	911 円	1,821 円	2,732 円
1時間30分以上30分増すごとに	昼　間	82単位	877 円	88 円	175 円	263 円
	早朝/夜間	103単位	1,102 円	110 円	220 円	331 円
	深　夜	123単位	1,316 円	132 円	263 円	395 円

生活援助						
区　分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	昼　間	179単位	1,915 円	192 円	383 円	575 円
	早朝/夜間	224単位	2,397 円	240 円	479 円	719 円
	深　夜	269単位	2,878 円	288 円	576 円	863 円
45分以上	昼　間	220単位	2,354 円	235 円	471 円	706 円
	早朝/夜間	275単位	2,943 円	294 円	589 円	883 円
	深　夜	330単位	3,531 円	353 円	706 円	1,059 円
通院等介助						
区　分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
	昼　間	96単位	1,027 円	103 円	205 円	308 円
	早朝/夜間	120単位	1,284 円	128 円	257 円	385 円
	深　夜	144単位	1,541 円	154 円	308 円	462 円

【加算料金】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10/100	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回につき
緊急時訪問介護加算	100	1,070円	107円	214円	321円	1回の要請に対して1回
初回加算	200	2,140円	214円	428円	642円	初回利用のみ1月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数×24.5%	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

※1　上記金額は上記単位数に地域単価（5級地）10.7円を乗じたおおよその額です。

※2　上記の利用料は、国が定める単価(単位)から一月当たりの金額と負担額を算出しています。なお、制度改正により基本料金及び加算料金単価の改訂が行われた場合は、国が定める額に準じます。

（2）その他の料金

①介護保険の提供を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をしていただきます。

9．利用料の支払い方法

① 当事業所では、利用者に対し、毎月15日までに、サービスの提供日、前月の利用料等の内訳を記載したサービス利用報告書を作成し、請求書に添付して送付します。

② 毎月の利用料は、翌月25日にゆうちょ銀行の口座より引き落としとなります。
申込みお手続きにゆうちょ銀行の通帳と印鑑が必要となります。
（ゆうちょ銀行の 口座引き落としによる支払が困難な方については、ご相談ください。）

③ 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったん契約者が利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払戻を受ける方法）の方法をご希望の場合は、お申し出下さい。

10. キャンセル料

利用予定日の前に、利用者の都合により訪問介護サービスの利用を中止　又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し契約者の病状の急変や入院等の場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料自己負担額の50%

11. 保険給付請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出下さい。

12. 通常の事業の実施地域

実施地域	広島市西区・中区

なお、利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。（通常の事業の実地地域を超えた地点より１ｋｍあたり 20 円）

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者	管理者　神垣　栄

（２）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（３）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

（１）事業者は、利用者又はその家族の個人情報について個人情報の適切な取扱いに努めるものとします。

（２）事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

（３）また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

（４）事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と契約を交わします。

15. 苦情処理の概要

利用者からの苦情を処理するため講ずる措置の概要は、以下のとおりです。

措　置　の　概　要
１．　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先)、担当者の設置 ・相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、だれでも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。 電話番号（082）232－4274／相談担当者：神垣　栄(管理者兼務) ２．　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ・苦情があった場合は、相談担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、直接担当者からも事情を確認する。担当した居宅介護支援事業者に報告する。 ・管理者が、必要であると判断した場合には、管理者を含めた検討会議を開催する。 （検討会議を開催しない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。） ・検討の結果、必ず翌日までには、具体的な対応をする。 （利用者に謝罪する、とるべき処置の概要を説明しに行くなど。検討結果が出ない場合も、検討中であることを伝える。） ・苦情受付けから処理までの記録を録り、保管し、再発防止に役立てる。 ３．　その他参考事項 ・苦情に関する事実、処理の進捗状況等は、利用者へ経過報告する。 ・管理者は、朝礼時、処理中の苦情について進捗状況等を報告させる。 ・苦情処理は、利用者の居所または現場に赴くことを原則とする。 ・苦情処理の手法の研究、情報収集に努める。 ・苦情解決に客観性を確保するため、第３者委員に委嘱。 第３者委員　矢野　真弓　(090●●●●－●●●●

なお、下記においても苦情を受け付けております。

広島市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 事業者指導係	所在地　広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話番号　(082) 504-2183
西区 福祉課高齢介護係	所在地　広島市西区福島町２丁目 24 番１号 電話番号　(082) 294－6585 ご利用時間　平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
広島県国民健康保険団体連合会	所在地　広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号　(082)554－0783 ご利用時間　平日 8 時 30 分～17 時 15 時まで

16. 担当職員の変更

担当する訪問介護員等の変更を希望される場合はご連絡下さい。ご希望を出来るだけ尊重して調整を行います。ただし、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますので予めご了承下さい。

17. 利用契約者について

① 当事業所利用希望者との間に利用契約を行なうにあたっては、本「重要事項及サービス内容説明書」の説明を行い、その内容を了解した場合に書面をもって行ないます。

② 認知症老人等、意思能力に問題がある利用者の場合は、成年後見人制度を利用するか、またはその程度にいたらない利用者の場合も、契約の理解に難がある場合は、家族や地域権利擁護制度の「生活支援員」等の立ち会いを求めることがあります。

18. 事故発生時の対応及び損害賠償

① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、すみやかに保険者、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

② 前項の場合において、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。
但し、利用者または利用者家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

③ 事業所は万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

19. 緊急時の対応

介護サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には，速やかに下記の主治医または協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

病院名	
主治医	
電話番号	

この場合、予め甲の指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

緊急 連絡先	
住　所	〒□□□－□□□□
電話番号	
続　柄	

年　　月　　日

事業者は上記内容について利用者に重要事項の説明を行い、交付しました。

事業者	所　在　地	〒738-0031 広島県廿日市市原 10362 番地の 2
	法　人　名	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
	代 表 者 名	理事長　西嶋　佳弘
	所　在　地	〒733-0025 広島市西区小河内町一丁目 13 番 3 号
	事 業 所 名	訪問介護事業所かりん
	説　明　者 （職・氏名）	㊞又は自署

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、その内容に同意しました。

利用者	住　所	
	氏　名	㊞又は自署

代理人	住　所	
	氏　名	㊞又は自署
	続　柄	